

やめよ! 徳山ダム

徳山ダム建設中止を求める会通信
No. 28 (99.10.15)
事務局 TEL/FAX 0584-78-4119
大垣市田町1-20-1 近藤方

「土地調書作成」＝強制収用手続き具体化へ

水資源開発公団は、共有トラスト参加者に対して「土地収用法36条に基づく土地調書への署名押印」を求めてきました。署名してもしなくても(=代理署名)手続きは進み、間もなく岐阜県収用委員会に裁決申請が出されると思われます(*)。土地調書には「公団の境界や面積はおかしい」と異議を付しての署名ができます。収用委員会の場で、異議内容の否定して「公団は正しい」と主張するときの立証責任は公団側にあります。異議を付さないと公団作成の土地調書が基本的に正しいとされ、それを覆す立証責任は地権者側(私たち)になってしまいます。そこで、公団の指定した10月17日及び19日には、現地に行くことができるトラスト参加者は「異議を書きに行く」方針です。一人でも地権者が異議を付せば、公団の立証責任が生まれるので、異議署名の数を増やすこと自体を目的とはしません。とはいえ、せっかくマスコミも来ます。徳山村の紅葉を眺め、公団の主張する私たちの共有地がどうなっているか確かめに、現地に行きませんか?(地権者以外の方でも行ってみようと思われる方は、事務局にご連絡下さい。)

* 裁決申請が出されると収用委員会から通知が行きます。共有トラスト参加者の方は、早めに「意見書」の原稿のご準備をお願いします。意見書の送付の方法、収用委員会における代理人選定などについては、裁決申請時にこちらからお知らせします。

「公共事業チェックを実現する議員の会」の現地視察

6月23日に、行われた議員ヒアリングの結果、「是非、徳山ダム予定地現地にいきたい」とのことでしたが、ようやく実現する運びになりつつあります。10月末か11月上旬で日程調整中です。遅くとも10月25日までは、スケジュールが決まると思います。関心をお持ちの方は、事務局にお問い合わせ下さい。

10月20日 徳山ダム裁判 第3回口頭弁論

13時30分 岐阜地裁 (この項次ページへ)

徳山ダム・強制収用NO! 12.11 市民集会

とき: 12月11日(土) 13時30分から16時

ところ: 大垣市 スイトピアセンター 学習室2

主催: 徳山ダム建設中止を求める会

徳山ダム裁判弁護団の在間正史弁護士をお迎えして、裁判の持つ意味、現状と展望を話して頂きます。このときには、自然保護協会による徳山ダム予定地の大型猛禽類の調査結果分析が公表されているはずですが、徳山ダム建設と自然保護についての私たちの見解も話し合います。

集会後、交流会を行います。会費2500円。希望者は事務局まで。

口頭弁論後に、弁護士会館で説明会を開きます。いつも時間が押して、傍聴に来られた方とゆっくりお話ができませんが、何とか工夫をして時間を作りたいと思います。こりずに、是非お出かけ下さい。

被告・建設大臣側は、第1準備書面で洪水調節論を長々と展開し、時間稼ぎを意図しています。裁判が工事をくい止める実効性を持つためには、早期の勝利判決が必要です。私たち原告側としては「徳山ダムは水資源開発公団が起業者である利水ダムである。従って利水目的に公益性がなければ、洪水調節目的などの公益性を争うまでもなく事業認定は取消となるべきである」と、争点を利水に絞っていきます。この土俵の設定を裁判所に認めさせることができるかどうか、今回・次回あたりの攻防です。

裁判日程：10月20日（水）／12月22日（水）／来年3月1日（水）

いずれも岐阜地裁で13時30分から。

水・生物の調査が不足
安易な移植・移住逆効果

「生態系」の観念のない「徳山ダム周辺環境調査」

これでは自然環境保全はできっこない

徳山ダム「環境調査」

9月17日
朝日新聞

手法に疑念
保全に懸念

専門家「警鐘」

徳山ダム

ワシタカ類分離も問題

「生態系全体に配慮必要」



鳥津原男 名古屋教授の誌

徳山ダム建設で生息に影響がある重要種とその保護対策

	対象種	影響予測	保護対策
ほ乳類	ヤマネ、ホンドモモンガ	生息域の一部消失	生息、生育環境の保全。ダム湖周辺で生息条件確保のための対策を講じる
鳥類	ブッポウソウ、コノハズク、オシドリ	生息域の一部消失	生息、生育環境の保全。湖岸への植栽。ひなの歩行路確保。ダム湖周辺の林に巣箱設置
	イヌワシ、クマタカ、オオタカ、ハイタカ、ハチクマ	生息域の一部消失	生息、繁殖条件確保のための対策を講じる
昆虫	オオムラサキ	生息域の多くが消失	ダム下流の個体群と断絶しないように注意して、食樹を幼虫ごと移植
植物	ハコネシダ、オオバノハチジョウシダ、オオハヤナギ、イワザクラ	生息域の多くが消失	見つけ次第、移植する
	ヤナジソ、エビネ	生息域の一部消失	個体と群落の重要性を判断して移植
魚類	アジメドジョウ、アカザ	生息域の多くが消失	産卵場を確保する

9/17 中日新聞

22重要種生息地が水没

公団環境調査を発表

徳山ダムの ワシタカ類

調査結果を最大限公開

公団と保護協会が協定

岐阜県藤橋村で建設中の徳山ダム周辺の猛きん類保護をめくり、水資源開発公団と日本自然保護協会は二十四日、これまでの生息調査結果の公開方法について協定を結んだと発表した。協会が、公団からすべての資料提供を受け、巢の位置など保護のために公表すべきでない部分をカットしたうえで、共同で十月末にも最大限公表する。協会は、公団資料を独自に点検、評価した結果を公開する。事業者と自然保護団体がこうした協定を結ぶのは極めて異例だ。

公団と並んで都内で記者会見した協会の横山隆一総務部長は「協定がダム建設の免罪符になることではない。協定は国内では初めてだと思いが、世界では当然の流れ」などと話した。

公団の小林正典企画部長は「事業者に都合の悪いデータを隠しているのではなにかという誤解がなくなり、調査の客観性が高まる」と、協定の意義を強調した。協会が独自にダム建設の影響が大きいとの結論を出した場合、ダム本体内

↑
事をとらするかにについて
は、「中身をよく検討し、事業の必要性と比較衡量して総合的に判断したい」と慎重な姿勢を示した。

9/25
朝日

ワシ、クマタカが生息地であることが分かっている。の調査では正確な調査がでない」と異論を示して辞職、混乱していた。

環境NGOと起業者の協定 —市民の力が試される

こうした協定が結ばれるのは、日本でもはじめてのケース。NACS-J（日本自然保護協会）は気合いを入れています。しかしNACS-Jの力に頼ってばかりはいられません。これが真に自然環境を保全する力となるのか、それとも起業者が意図するように「それでも工事は進められる」という隠れ蓑に使われてしまうのかは、私たち市民の声と運動にかかっています。

9/15 共有者による緊急現地集会 と 9月17日の立ち会い

9月15日の「徳山ダム裁判強制収用手続き抗議・共有者による緊急現地集会」当日は、台風が接近し、「岐阜県西濃地方、大雨洪水警報」が出ました。10時頃、公団から電話があり「今日の立会は中止します」。実際に危険もあるので、急遽、中川ふれあいセンターでの屋内集会に切り換えました。遠いところから駆けつけた方も見えるのに、残念でした。9月17日の代替日には、時間の都合のついた地権者9名が、現地に行きました。<9月17日の「立会」> 現地には新しい杭が打っており、杭と杭の間をテープで繋いであった。公団は図面の看板を示した。看板には、隣地の番地が書かれている。「隣地と

の境は、昭和50年6月、昭和61年12月10日にそれぞれの地権者立会いの下に確定した。我々は次のように指摘。①：「土地の形状が公図とは全く違う」「隣地として公図にある地番の土地が消えてしまっている」「昭和50年、61年に実測したのなら公図をなぜ直さなかったのか」②「隣地の608番地の所有者は、境界確認をしていないはず。したというなら証拠を」③「杭の位置が当時の確認通りであるという根拠を示せ」

④「隣地が共有地である川の方角の境界はどうなっているか」公団：「登記面積の4955平方メートルを根拠に決めた」

①から③を通じ、公団は「公図と実測は違って当然だ」「根拠や証拠をあなたたちに示す必要はない」「すでに144名の所有者は納得して譲渡したのだ」「公団が88分の87.1を所有している」「後から異議を申し立てれば良い」これらの言辭に、当然我々は抗議、紛糾。

「全地譲渡の場合は公図を作り直さないのが普通」と公団は言います。公団の土地買い取り交渉は、「あなたの所だけは登記より余計に見てやるから、よその人には言うな」と所有者間を分断して行います。公図を作り直したら「あんただけ・・・」のウソがバレてしまう・・・④は、散会状態の中でポロっと出たものです。「公図と実測は違う」と言いながら、公図の面積に合わせて「実測」したということをしてしまったのですから。

「徳山ダム建設問題を考えるシンポジウム」

10月23日(土) 18時30分～ 大垣市・情報工房 5階

パネラー 伊藤達也(金城学院大助教授) / 八田ひろ子(共産党・参議院議員)
/ 近藤ゆり子(徳山ダム建設中止を求める会)

主催：徳山ダム問題を考える会 (大垣市笠縫町5-4 0584-74-0735)

スケジュール (当会と直接のかかわりのないものも含まれます)

10月28日(木水) 10時 / 11月12日(金) 10時 / 11月22日(月) 10時
藤橋村「百日裁判」 岐阜地裁

10月16日-17日 長良川デイ

10月月17日・19日 土地調書・物件調書署名押印依頼

10月20日(水) 13時30分～ 徳山ダム裁判第三回 岐阜地裁

10月23日(土) 18時30分～ 大垣市・情報工房 5階

「徳山ダム建設問題を考えるシンポジウム」

主催：徳山ダム問題を考える会

<公共事業チェックを実現する議員の会・徳山ダム現地視察>

11月25日(木) 10時～ 浄輪寺裁判 岐阜地裁

12月11日(土) 13時30分～ 徳山ダム強制収用NO! 12.11市民集会
大垣市・スイトピアセンター (集会後に交流会)

「やめよ! 徳山ダム」徳山ダム建設中止を求める会通信 編集責任：近藤ゆり子

事務局 大垣市田町1-20-1 TEL/FAX 0584-78-4119

郵便振替：00800-7-31632

Email：tokuyama@geocities.co.jp

URL：http://www.geocities.co.jp/WallStreet/1214/